

## 「もにす」認定を受けて、地域における障害者雇用のロールモデルになりませんか？

厚生労働省において、令和2年4月から、従業員300人未満の中小事業主における障害者雇用の進展に対する社会的な関心を喚起し、障害者雇用に対する経営者の理解を促進するとともに、積極的な取組を進めている事業主が社会的なメリットを受けることができるよう、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度が新設され、千葉労働局ではこれまで9社認定しております。

認定事業主は、自社の商品・サービスや広告等に「もにすマーク」を表示することが可能です。

また、厚生労働省及び千葉労働局では認定企業における障害者雇用の取り組みをホームページに掲載したり、ハローワークでの積極的な周知広報を行うことで、認定企業の社会的認知度を高めます。

以下は、令和5年5月17日（水）に株式会社川和様（流山市）、村山鋼材株式会社様（浦安市）、社会福祉法人外房様（夷隅郡御宿町）の認定通知書交付式の様子です。（県内7～9番目の認定事業主）



左側は  
株式会社川和 様  
流山市  
食品容器・梱包資材の販売、印刷業  
右側は岩野千葉労働局長

「もにす」の由来  
共に進む（ともにすすむ）企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待して、名付けられたものです。



左側は  
村山鋼材株式会社 様  
浦安市  
各種コイル鋼板の加工並びに販売、営業倉庫業  
右側は岩野千葉労働局長



左側は  
社会福祉法人 外房 様  
夷隅郡御宿町  
高齢者介護施設の運営  
右側は岩野千葉労働局長



### 【お問い合わせ先】

最寄りのハローワークの雇用指導官

もしくは千葉労働局職業安定部職業対策課（Tel：043-221-4392）まで、お問い合わせください。